

JICA 海外協力隊のグローカルプログラム（派遣前型） に関する合意書

（全候補者共通）

JICA 海外協力隊のグローバルプログラム（派遣前型）に関する合意書

独立行政法人国際協力機構（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）に基づき実施される、JICA 海外協力隊のグローバルプログラム（派遣前型）（以下「グローバルプログラム」という。）に関し、以下のとおり合意する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、グローバルプログラムが、乙が派遣前訓練の一環として本邦自治体等の行う地方創生や地域活性化に向けた取組みに実習として参加することで、開発途上国が抱える同様の課題への対応力を涵養するとともに、帰国後に日本の地域課題の解決に貢献できる人材を育成し、協力隊等の帰国後の社会還元を促進することを目的に実施されるものであることを確認する。

- 2 乙は、グローバルプログラムが、JICA 海外協力隊として派遣されるために重要な過程であるとの自覚を持ち、品位と節度を保ちつつ、熱意を持ってグローバルプログラムに取り組む。

（グローバルプログラムの実施場所等）

第2条 乙の参加するグローバルプログラムの実施場所等は次のとおりとする。ただし、グローバルプログラムの一部は、次に定める場所以外でも行う可能性がある。

- (1) グローバルプログラムの実施場所
- (2) グローバルプログラム実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

（合意書の有効期間）

第3条 この合意書の有効期間（以下「合意期間」という。）は、前条に定めるグローバルプログラム実施期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 5 条、第 7 条から第 10 条、第 17 条第 2 項から第 3 項、及び第 18 条の規定は合意期間終了後も効力を有するものとする。

（課題等提出）

第 4 条 乙は、グローバルプログラム実施期間中、甲が課す課題等に誠意をもって取り組み、指定された期日までに甲に提出しなければならない。乙の故意又は過失により、虚偽又は誤解を生じさせる内容がないよう最大限の注意を払うこと。

（著作権）

第 5 条 乙の提出する課題等の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。）は甲に帰属する。乙は甲による課題等の利用及び改変に関して著作者人格権を行使しないものとする。また、甲は、乙の事前の同意なく課題等を一般に公開することができる。

（遵守事項等）

第6条 乙は、甲が別に定める「JICA 関係者の倫理等ガイドライン」、「JICA 役職員等のソ

ーシャルメディアの私的利用に関するガイドライン」を遵守する。

2 乙は、甲が別に定める「独立行政法人国際協力機構サイバーセキュリティ対策に関する規程」(平成29年規程(情)第14号)及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」(平成29年細則(情)第11号)に基づき、当該規程及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

3 乙は、甲と契約関係があることを示す名称、肩書等については、活動の履行をするときのみ使用することができ、活動と関連がない行為をするときは、一切使用することができない。また、乙は、プログラム実施期間の終了後は、甲と契約関係があることを示す名称、肩書等が示された名刺、名札その他の一切の文書及び物品を廃棄しなければならない。

(個人情報保護)

第7条 乙は、甲の保有個人情報(「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)第60条第1項で定義される保有個人情報を指す。以下「保有個人情報」という。)を取扱う活動を行う場合は、次に掲げる義務を負うものとする。

(1) 次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

イ 保有個人情報について、甲が当該保有個人情報を取得する際に本人に明示した利用目的以外の利用、改ざん又は複製すること。

ロ 保有個人情報を第三者へ提供すること及びその内容を第三者へ知らせること。

(2) 乙が前号に違反したときは、乙に適用のある個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを承知のこと。

(3) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。乙は、甲が定める個人情報保護に関する実施細則(平成17年細則(総)第11号)を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

(4) 甲の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。

(5) 保有個人情報を使用する活動を終了した時は、速やかに保有個人情報を甲に返却又は判読不可能な方法により破壊した上で廃棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を甲に提出しなければならない。ただし、甲から指示があるときはそれに従うものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、グローバルプログラム実施期間中に知り得た甲又はグローバルプログラムの全部又は一部を甲からの委託により実施する機関(以下「グローバルプログラム受入機関」という。)等の秘密を、手段の如何を問わず他に漏らしてはならない。

(寄稿等の届出)

第9条 前2条を担保するため、乙は、JICA ボランティア事業に関する寄稿、出版、講演等を実施しようとするときは、あらかじめ甲に届け出なければならない。

(法令に基づく情報公開請求への対応)

第10条 乙は、甲が「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)の規定により、開示請求に基づく情報開示又は情報提供を行う際、乙の氏名、出身都道府県市区町村、受入予定国、予定任地、配属予定機関、派遣予定職種及びグローバルプログラム受入機関が当該情報に含まれる場合は、これらについて甲が開示又は提供を行うことを許諾するものとする。

(不名誉な行為の禁止)

第11条 乙は、JICA海外協力隊の信用を傷つけ、又はJICA海外協力隊全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(その他の禁止行為等)

第12条 乙は、グローバルプログラム実施期間中、政治、布教に関する一切の活動をしてはならない。また、次に掲げる私利に関する活動は、別に甲が定めるグローバルプログラムの課業内に行ってはならない。

- (1) 民間企業等に所属し、又は労務を提供し、対価として報酬を得る活動を行うこと。
- (2) その他前号に準ずる行為で、グローバルプログラム又はJICA海外協力隊の活動に支障を来すおそれがあると甲が判断する活動を行うこと。

2 乙は、第4条、第6条から第9条、第11条及び前項に定める義務を遵守するほか、この合意書別紙に掲げる行為を行ってはならない。

(損害に対する責任)

第13条 乙の故意または重大な過失により、甲又は第三者が損害を受けたときは、乙が一切の責任を負わなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰すべき理由による場合においては、甲と乙が協議して甲の責任範囲を定める。

(損害賠償)

第14条 乙が、この合意書に基づく金員の返還を甲の指定する期間内に行わない場合は、乙は、その返還しない額に年3.0%の割合で計算した利息を付した額を支払わなければならない。

(非違行為等に対する措置)

第15条 甲は、乙が本合意書に定める義務に違反する行為その他の非違行為等を行った場合は、乙に対し、以下の措置又は第16条で定める合格取消等を行う。

- (1) 警告
事実確認の後、青年海外協力隊事務局長名で警告書を発出する。
- (2) 嚴重注意
事実確認の後、青年海外協力隊事務局長名で嚴重注意書を発出する。

2 甲は、乙の非違行為等に対し、原則として本合意書別紙を踏まえて前項各号に定めるいずれの措置又は第16条第1項で定める合格取消等を行うか判断するものとする。

(合格取消等)

第 16 条 乙が、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は乙の JICA 海外協力隊選考試験の合格を取り消し、グローバルプログラムの中止等の措置をとることができる。なお、第 1 号、第 4 号若しくは第 6 号の事由に該当するとき又は第 7 号の事由に該当するときで第 1 号、第 4 号、第 6 号に準ずる場合は、甲が定めるところにより、一定期間、甲の事業への参加停止等の措置を講じることができる。

- (1) 前条までの規定若しくはグローバルプログラム受入機関の諸規則に違反し、又は乙がグローバルプログラム受入機関の秩序を乱すような行為をした場合。
- (2) 甲が、乙の健康上の理由によりグローバルプログラムの実施及び JICA 海外協力隊としての活動に支障があると判断した場合。
- (3) 甲が、乙のグローバルプログラムに対する取組みが著しく不十分であり、JICA 海外協力隊としての活動が困難と判断した場合。
- (4) 乙が故意又は過失により甲に損害を与えた場合。
- (5) 日本国政府及び受入予定国政府との間の合意による派遣中止、受入予定国政府による受入拒否又は受入予定国若しくは周辺国の非常事態の発生等により、受入予定国への派遣が困難と甲が判断した場合。
- (6) 乙に本合意書別紙「合意書解除」に掲げる項目に該当する行為があった場合。
- (7) 前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合。

(手当等)

第 17 条 甲は、甲が定める規程に基づき、乙に対して旅費、研修手当及び国内手当を支給する。

- 2 第 2 条第 2 項若しくは第 16 条第 1 号、第 4 号若しくは第 6 号の事由に該当するとき又は第 7 号の事由に該当するときで第 1 号、第 4 号若しくは第 6 号に準ずる場合によりグローバルプログラムを中止又は短縮した場合は、前項の規定にかかわらず、甲は乙に対して、旅費、研修手当及び国内手当の全部又は一部を支給しないこと、又は既に支給済の旅費、研修手当、国内手当及びグローバルプログラムの実施に要する経費の全部又は一部の返還を求めることができる。
- 3 第 16 条第 1 号、第 4 号若しくは第 6 号の事由に該当するとき又は第 7 号の事由に該当するときで第 1 号、第 4 号若しくは第 6 号に準ずる場合によりグローバルプログラムを中止又は短縮した場合であって、これに伴い取消手数料等の費用が生じるときには、甲は乙に対し当該費用の負担を求めることができる。

(国民の国際協力に関する理解増進等への協力)

第 18 条 乙は、甲が JICA 海外協力隊に関する知識を普及し、及び、国民の理解を増進するために行う活動に協力し、また、甲がかかる活動の一環として乙の氏名及び出身都道府県市区町村並びに受入予定国、予定任地、配属予定機関、派遣予定職種及びグローバルプログラム受入機関を開示又は提供することを許諾するものとする。

(災害補償等)

第 19 条 甲は、乙のグローバルプログラム実施期間中の災害及びグローバルプログラム参加

のための旅行期間の災害を甲が別に定める規程に基づき補償する。ただし、乙が国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）又は地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の適用を受ける場合においては、この限りではない。

（準拠法及び紛争の解決方法）

第 20 条 この合意は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

2 この合意に関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

（合意外の事項）

第 21 条 本合意書に定めのない事項については、派遣前訓練に関する甲の規程及び甲が乙に配布する「グローバルプログラム（派遣前型）の手引き」に定めるところによるものとし、これらに定めのない事項については、甲乙誠意をもってこれを協議する。

本合意を証するため、本書を電磁的に作成し、甲乙それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。

甲 東京都千代田区大手町 1-4-1 竹橋合同ビル
独立行政法人国際協力機構
青年海外協力隊事務局
局長 橋 秀治 印

乙 住所

氏名